

議 事 録

会議の名称	茨木市人権尊重のまちづくり審議会 第6回いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会
開催日時	平成28年5月25日（水） 午前10時～正午
開催場所	茨木市役所南館3階 防災会議室
部会長	熊本 理抄
出席者	熊本 理抄 岩本 賢三 長田 佳久 柴原 浩嗣 三木 昭 <p style="text-align: right;">（5人）</p>
欠席者	なし
主な議題	(1) いのち・愛・ゆめセンターのあり方について (2) その他
配布資料	添付のとおり

（順不同、敬称略）

発言者	内 容
事務局	<p>開会</p> <p>ただ今から、第6回のいのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会を開催する。</p> <p>本日は、委員5人全員が出席であるため、会議は成立している。</p> <p>議事の進行については審議会規則第5条第1項を準用して、部会長にお願いする。</p>
	<p>議題1 いのち・愛・ゆめセンターあり方について</p>
部会長	<p>それでは本日の審議に入る。傍聴者はあるか。</p>
事務局	<p>傍聴者があるのでこれより入場していただく。</p>
	<p>【傍聴者入場】（1人）</p>
部会長	<p>それではただいまから議事に入る。本日は、茨木市の生活困窮者の取組についてお話をお聞きするため、福祉政策課生活支援係長の奥田さんにお越しいただいている。それではよろしくお願いします。</p>
奥田係長	<p>【奥田係長 報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10年ほど生活保護のケースワーカーの経験があり、その後、生活困窮者自立支援制度の担当になった。CSW配置事業や子どもの学習生活支援事業の担当もしている。 ・生活困窮者自立支援制度に関する市の取組についてご説明するとともに、愛センターとの連携についてご審議いただければと思う。 <p>【資料「生活困窮者自立支援制度といのち・愛・ゆめセンターの連携について」に基づいて報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一つの家庭がいくつもの課題を抱えている状況において、困った人がどこに相談に行けばよいかわからない、あちこちに分かれている支援制度を有効に活用できないという問題がある。 ・茨木市においても稼働年齢を含む「その他世帯」の生活保護受給者が増加している。 ・8050問題と言われる、80歳の親に50歳の子どもがいて、現在は生活保護

発言者	内 容
<p>部会長</p>	<p>を受けていないが親亡き後が問題になる家庭や、引きこもりやニートなどの今後生活保護の対象となる可能性の高い方を対象とした支援を含め、生活困窮者の自立支援と生活困窮者を支える地域づくりが制度の目的。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に生活困窮に陥る恐れのある世帯についても、支援の対象とする。対象者の要件が緩やかになっているのが制度の特色。 ・ホームレスの方は市内に一定数あり、巡回相談にも取り組んでいる。現在の生活のままでよいと支援を断られることが多いが、ネットカフェ難民や住み込み就労を出された一時的なホームレスの方については、支援を受ける人もいた。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談までの敷居が高い。特に今後困窮する恐れはあるが、まだ困窮状態までは陥っていないような若い世代が市役所までわざわざ相談に来ようと思わない。公共料金の滞納等がある中で、相談に行く事による不具合を心配する人がいる。生活困窮者という名称のイメージも悪く、気軽に相談しにくい。 ・潜在的な困窮者の認識の甘さの問題がある。 制度の認知度や家から市役所までの物理的な距離、窓口で対応できる時間といった時間的な問題もある。 ・人的支援が中心のため、相談を受けてもすぐに解決することは難しい。 ・すぐに就労できない人が働ける場や社会参加のための準備期間を過ごせる場が少ない。障害者雇用は一定整備されつつあるが、単に仕事に困っている、社会参加が困難な人のための支援の資源が少ない。 ・そういう人にいつまで支援ができるか、見守りをどこまでできるかについては限界がある。一定期間が過ぎると手を離れてしまう。 ・本制度は単独では成し得ないし、それではいけない制度。個別支援で終わるのではなく、いろんな機関をどれだけ巻き込めるかが重要である。相談者が困っている状況は他の人も潜在的に持っているものであり、それを解決するための社会資源を豊富にしていくことが求められる。連携すること自体が社会資源となる。相談を進める地域の関係も一つの社会資源。いろんな機関が互いの制度を良く知って連携することも社会資源と考えている。愛センターと相談者をつないだケースや、見守りを愛センターに頼んだケースもある。 ・セーフティネットとして機能するためには多様な機関が持っている機能や関係性と連携することが必要。 <p>それでは何か質問や意見があればお願いしたい。</p>

発言者	内 容
委員	生活保護の仕事をされていたということだが、一人のケースワーカーが何世帯くらい担当しているのか。ケースワーカーは何人いるのか。
奥田氏	1 ケースワーカーで80世帯が目安となっているが、昨年度からケースワーカーの増員もあり、本市では90世帯程度となっていると思う。かつては120世帯ということもあった。現在は生活保護の担当課に所属していないので、ケースワーカーの人数は正確にはわからないが、ケースワーカーが30人弱、就労支援、医療支援を含めて生活保護の担当課だけで50人を超えていたのではないかと思う。
委員	それだけの対象者が市内にいることになるが、生活困窮者自立支援制度が新たに立ち上がり、相談をできるようにしていくということがよく分かったが、愛センターも生活相談を行っている。しかし市内に3センターしかない。窓口の1つとして活用できると思うが、市としては民生委員等を含めた地域のネットワークとどういう関係を持とうと考えているのか。
奥田氏	(直接の担当ではないので) 私自身の見解だが、セーフティネットは一つ敷いてそれでよいというものではない。民生委員、児童委員、福祉委員の日々の見守りから生活困窮者の支援につながることもあり、コミュニティソーシャルワーカーからつながる場合や、愛センターの地域の活動など、いくつもの活動が重なることで網の目が細かくなり、早い段階から支援を行えると思う。重複することも多々あると思うが、重なる部分があるからこそ支援の目を細かくしていくことができると思う。
委員	政策として隙間を埋めるためのネットをどう整備するかについて、愛センターに期待できることを教えてほしい。
奥田氏	アウトリーチを積極的にやっていきたいが、生活困窮者支援については正規職員が私を含め3人、非正規も含めて常駐相談員は6名であり、なかなか外に出られないのが現状である。役所の3階に張り付いて新規相談を受けるだけで厳しいので、外の状況にどう取り組むかという点については、民生・児童委員のネットワークや、見守りの拠点としての愛センターに期待したいところである。
委員	小学校区年齢別相談件数をみると、私の所属する小学校区では感覚的にもっとあるのではないかという印象である。生活困窮者支援を通じた地域づくりというのはどういうものか。地域として実態はより深刻だととらえ

発言者	内 容
奥田氏	<p>ているが、これからの地域づくりをどうしたものか、愛センターのあり方の検討の中でも考えていくべきテーマだと思うが何かコメントいただけないか。</p> <p>生活困窮者支援を通じた地域づくりが何かということについては、各自治体も困惑しているとの声を聞いている。簡単に言うなら、困窮者の支援は個別の支援になるが、直ちに一般就労につくことが難しい方について、対人・社会との接点が薄い方が多い。そういう方が地域活動に参加したり、体験就労をしたりといった中間的な就労の場で訓練としてやっていけるような場の開発を含め、困っている人を助けられるような地域・制度をつくっていくことが目的だと思う。</p> <p>一例として、北海道では漁師の高齢化が進む中で、引きこもりの若者と一緒に仕事をするという取組も行われている。これは両者にメリットのある取組である。茨木市でそういうものがあるかといえば難しいところだが、商工労政課が実施する就労体験事業との連携などに取り組んでいる。何年も引きこもっていた方が、農業体験を通じて就職が決まった例もある。これも、山間部等でなかなか畑に手を入れにくい地域事情とうまくマッチングしたものであり、こういう活動も一つの地域づくりであると思う。</p>
委員	<p>そうした地域づくりの仕組みづくり、マッチングの仕組みをどう作るかがそれぞれの地域づくりの重要なところであると感じる。地域にいるものとしては大変気になるところである。</p>
部会長	<p>地域づくりや自立・尊厳確保のための個別支援、社会資源の開発などは、愛センターの隣保館事業そのものだと感じるところである。そうになると、隣保館としてのスキルを生活困窮者支援にどう生かすかということになる。制度の中での愛センターの位置づけがあまり見えてこないが、他の自治体でも同様のようである。茨木市では仕組みの中で愛センターはどのように位置づけられているのか。</p>
奥田氏	<p>この制度自身がふんわりしており、いろんな制度と重なるところがある。コミュニティソーシャルワーカーの制度についても、対象者を限定しない相談事業で、この制度における相談事業と似かよった内容となっている。制度の一部に給付金があるなどの違いもあるが、おそらく隣保館事業と重なるところもたくさんあるのだろうと思う。どちらがやるのか、という話でもないと思うし、地域の拠点としての隣保館は地域からの信頼もあり、気軽に話もしていけるといところが大きなウェイトを占めている。</p> <p>市役所としては市全体を見渡して取り組むことになるが、隣保館の存在</p>

発言者	内 容
委員	<p>は大きな社会資源であろうし、それなしで進めると小さな制度にとどまってしまう。地域としてどれだけ大きな力に出来るかという点では、隣保館や各制度と一緒にやって行くことでこの制度は成り立つものだと思う。</p> <p>市役所にも隣保館にも相談に行っている人もいるので、その人の相談内容に合わせて、本人がやるべきこと、隣保館がやるべきこと、市役所がやるべきことと、それぞれ役割を決め、明確化して進めていくのが理想的だと思う。</p> <p>課題の中で早期支援につなぐという点で、相談が必要な方は孤立している状況があると思うので、この1年の状況で、相談に来た経路、他の相談からつながれたのかということを含めて、どれくらいが他の窓口や団体等からつながれて、どれくらいが直接来た人なのかということを感じてほしい。また、本当に解決に至ったケースと考えられるのがどの程度で、継続的な支援が必要なケースがどれくらいかについても教えてほしい。</p> <p>私の思うこととして、相談者に内在している問題があるという点について、人権問題という観点からみると、貧困や生活困窮の背景にいろんな人権問題があると感じている。尊厳という言葉が出たが、一人の人間として大切にされるということがなければ解決に向かっていけないというところで、関係性を紡いでいくところがあると思う。例えば、人権相談では、いろんな窓口を回ったが、小学校から学校に行けなかった話をとにかく聞いてほしい、これまでの担当課では聞いてもらえなかったという事例もある。その上で市の担当課につなぎなおすこともある。尊厳を大切にすることが大切であり、人権の専門としての隣保館の相談の役割はその部分ではないかと考えている。</p>
奥田氏	<p>経路については、昨年末に集計した際には、周知が至らない部分もあるだろうが、概ね他機関からの連携が多くを占めている。50～60%くらいがそうである。広報誌に特集記事なども載せたので、その後は広報誌を見てきた方が増えたこともある。周知による来所もあるが、多くは連携によってつなげられている。</p> <p>相談後の連携については、相談に来たけれども1回で帰ってしまった方も多い。お金をもらえると思ったという人も多数いる。そうして終了した方が多くなっているのは現状としてある。また、生活困窮しきっているために生活保護につないだ場合もある。また、生活保護につないだ場合も、保護から自立した後生活困窮者支援の枠で支援しているケースもある。数として申し上げるのは難しい。</p>

発言者	内 容
委員	<p>困っている方の背景、要因については、我々の相談の中でも背景は重視しなければならないところである。仕事をしていない人について、理由もなく仕事をしていないということはほとんどない。いじめがあったり、家族から虐待を受けた経験があったり、何らかの背景がある方が多い。その中でその方の強みをどれだけ引き出せるかの相談支援は重視するところであり、人権の専門として隣保館へつなぐことでより支援ができればと思ったところである。</p> <p>広報もあったが、制度をほとんど市民が知らない、広報を読んでいる人も少ないのが現状だと思う。早期把握をいかにするか、地域では民生委員の仕事だと思う。民生委員も生活保護のことはある程度分かっているが、生活困窮者制度についてはあまりわかっていないので、地域で紹介できていないところもある。</p> <p>また、地域では対象を把握することくらいしかできない状況で、役所の人員も不足している。その中で愛センターの役割が重要になってくる。鳥取市は人口19万くらいで10の人権支援センターがある。それに比べると茨木市は拠点が非常に少ない。地域で取り組めればそれに越したことはないし、小学校区にコミセン、公民館も置かれているが、なかなか専門的な支援は難しい。そこでは、3つの隣保館の有効活用や相談支援の拠点とすることを考えていかなければならないのではないかな。早期発見は民生委員が大事だが、皆さん忙しく、制度を良くわかっているとも限らない。なかなか手も少ない状況である。</p>
部会長	<p>他に質問などはよろしいか。奥田様には本日はありがとうございました。</p> <p>【奥田係長退席】</p>
部会長	<p>続いて愛センターのあり方について議論したい。前回委員よりいただいたご提案があるため、これについて説明をお願いしたい。</p> <p>【委員「茨木市いのち・愛・ゆめセンターのあり方について」に基づいて説明】</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市の人権拠点としてのあり方という観点からのメモである。 ・啓発とセットの相談にならなければ、抱えている問題について相談していいのかわかからない。啓発事業との両輪で取り組むことが相談ニーズの掘り起しにもつながる。 ・相談では人として認められること、尊厳が守られるという原点から相談していくという人権相談の専門性が求められる。

発言者	内 容
部会長	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用が促進されることは、そこで人のつながりができることであり、そこから相談にもつながっている。山科醍醐の事例でも、青少年活動の人のつながりの中で困難や課題が見えてくるということがあった。いろんな活動のつながりの中で子どもの貧困や家庭の課題が見えてくるのであり、その意味で地域交流の多様な活動とそれができる体制が必要だと考える。 市の担当エリアの設定などを新たな役割として位置づけることで、職員数の充実につなげられないか。 <p>今のご提案についていかがか。</p>
委員	<p>これからの方向性について鮮明になってきており、それを表していただいたと感じる。私は前回、日程の延長について発言したが、いまのご報告も受けて私からも申し上げたい。</p> <p>あり方検討の日程は、できれば9月末、遅くとも年内には詰めていきたいと思う。そのためには、検討すべきポイントや方向性について部会員の中で具体的に話をしていければと思う。</p> <p>私なりに隣保館の役割として強く必要だと感じているのは、地域の課題を掘り起こしていくことが重要だと考える。一つひとつの相談事業をどう進めていくかということも同様である。福祉や学習・教育・貧困対策などが含まれる。3つの地域を見てくる中で、愛センターとしての今後のあり方と同時に、旧青少年センターをどう生かしていくかということも重要なテーマである。</p> <p>3つの地域それぞれに経過や実態が異なっており、それらも考慮したあり方検討が必要である。運営手段についてもメリット・デメリットを明確にしながらか検討していきたい。</p>
部会長	<p>各委員からの提案についていかがか。</p> <p>隣保館の設置運営要綱は厚労省の管轄となっているが、隣保館は社会福祉法の下での社会福祉事業として隣保事業を行っている。一方で愛センター条例の中では社会福祉法と人権尊重の精神に基づいて地域住民の福祉の向上をめざし、市民に対する人権啓発を推進するとなっている。その意味ではご提案の人権施策の拠点という位置づけの一方で、福祉という側面もあるが、人権1本でやっていくのか、人権と福祉の2本立てなのか、人権の中に福祉が含まれているのか、そうした位置づけについてはどうだろうか。</p>
委員	<p>人権と福祉と言われたり、人権の中に福祉があるとされたり、福祉施</p>

発言者	内 容
委員	<p>策に人権の観点をとられたり、いろいろあると思う。人権は権利を守るという基本的な概念であり、福祉分野をカバーする人権もあると思うが、私は人権というのは全体をカバーする普遍的な位置づけであり、その中で福祉等の分野があるというイメージを持っている。ただ、行政的に人権の担当課、福祉の担当課それぞれにあるので、どう表現するかということはあるが、今の条例にあるように福祉としての役割があり、人権啓発としての役割があるという並列でもよいと思う。</p> <p>地域の拠点という意味では、相談支援を狭い地域だけではなく、いろいろな地域で支援が必要な人が孤立しているということがあるため、それをどうカバーするかということが大事だと思う。その意味では啓発だけではなく相談支援のエリアとしても、より広く考えることが必要で、そうすると人も体制も拡充が必要だと言うことになるのではないか。人権という広い網でとらえながら、福祉などいろんなところと連携していくことが大事ではないか。</p> <p>偏見かもしれないが、人はいろいろな生活を営んでおり、いろいろな問題を抱えている。その中である水準より困った状態にある人をどうするかということがあり、それが社会的な課題となる。</p> <p>これまでの行政は、受け身でアウトリーチできていない。課題を発掘するという活動ができていない。それができるのはNPOや民間の団体であり、民生委員や福祉委員や包括支援センターである。それぞれが個々に外に出て問題を発掘して解決しようとしている。愛センターも課題を発掘して解決しようとするなら、民間の血を導入しなければならないということが基本にあると私は考えている。行政だけではどうしても受け身で課題の発掘まで行かない。活動できる民間の血を導入して活動主体にしていくことと、もう一つ継続性が重要である。単年度予算ではそれ以上のことができない。それでは積極的な活動ができない。言われたことをやるだけならそれでもよいが、自分から動こうとするなら多年度の計画で多年度の予算で、いろいろな新しいことを取り入れながら企画立案し、実施していくという機動性のある活動がなければ、センターの意味がないのではないか。</p> <p>極端に言えば、センターが廃止された時に何がどう変わるかということも考えてもよいかもしれない。そこで困った人はどこに行ってどういう相談をするか。そのように逆説的に考えることで、センターの意味を考えてもよいのではないか。そうすると新たにあるべき姿が出てくるのではないかと、私は考えている。</p>
委員	<p>私は先ほどの委員のご意見について、人権が基本でよいと考える。福祉は人権に包括されているものととらえている。行政はどうしてもお金の出</p>

発言者	内 容
委員	<p>所がどこなのか、ということから考えがちである。そうすると相談業務は福祉になるが、なら教育は無くてもよいのかということになると、そうではない。人権はあらゆる領域を網羅するものでなければならないのであり、人権施設としてのあり方でよいと思う。</p> <p>ただ、かつての同和対策事業の中の解放会館、青少年会館の時代を振り返ると、そうした盛況だった時代から下降してきた経緯があり、人員削減が大きな理由であったと考えるが、そこを元に戻すというのは不可能だと考える。委員のご提案の人数は最小限必要だと思うが、これを全て市職員として配置はとてもしてもらえないと思う。</p> <p>沢良宜や総持寺では委託事業として取組まれているが、それをどう考えるか。いきなり箕面のようなやり方は難しいと私は考える。まずは委託事業として進めていく、それがさらによくできれば、事業も大きくなっていくだろうと思う。箕面のように住民票も取れる窓口にしていくことまではできないが、相談事業をどうするか、近隣地域の拠点となること、茨木が力を入れている教育や学力保障の問題は青少年センター施設も活用してやればよい。地域交流については、例えば5月29日に沢良宜フェスタがあるように、地域の多様な組織が実行委員会を組織して取り組んでいる。総持寺でも同様の取組がある。関わる人材が増えれば、これらももっと大きくなるかもしれないし、地域も拡大できるかもしれないが、これらは動いて見ないとわからないことであり、そんな細かいところまできちんとあり方検討で決める必要はないと思うが、委託でもなんでもよいので、とにかく隣保館としての役割を復活させることが一つの捉え方である。</p> <p>そのためには9月末には方向性を出していく方がよいと思う。後は市長も替わられたこともあるが、とにかく、隣保館を復活させるという方向で、直営かどうかは別にしても、地域だけの隣保館ではなく、より広範囲なエリアを持つ施設として、公民館やコミセンとは別の役割を持つ施設として位置付けることがよいのではないか。また各地域がこうした愛センターの取組から学べるような位置付けになると良いのではないか。</p> <p>今の委員のご発言に反対するものではないが、公民館でも福祉まるごと相談会をやっても利用者は大変少ない。潜在的にいるはずなのになぜ少ないかを考えると、いったいどんな相談ができるのか明確でなく行きにくい、近くでやっていると顔がわかることも困るといったことがある。その延長で、人権問題に絞るというお話もあったが、それに絞るとしても人権問題とは何か、何が相談できるのかということをも市民に分かりやすく伝えていくということをやって行く必要がある。生活困窮者支援でもまだ相談すべき人を掘り起こせていないという問題意識を持っている。その上で今後どうするのがよいかについて、今後一定の提言ができればと思う。</p>

発言者	内 容
部会長	<p>たとえば、奥田さんの挙げていた生活困窮者支援の相談件数についても、明らかにいずれも人権に関する相談だが、人権相談という名目ではここまで人が集まらないだろうと思う。愛センターの相談でも人権という枠組みでカウントされているものは少ない。日本においては人権という言葉がどうしても意識の問題としてとらえられる面があり、その部分でのわかりにくさがある。人権とは何か、隣保館とは何かという観点から、改めて考えていく必要があるのではないか。</p>
部会長	<p>今後の検討についてだが、「部落差別の解消の推進に関する法律」についての資料が配布されている。これらも含めて隣保館とは何か、部落問題をどう考えていくのかということについて、今後深めていきたいと思う。</p> <p>法律は課題の可視化であり、こうした法律ができたということも含めて、考えていく必要があると思う。今回のあり方検討で私自身重視してきたことは、地域住民のヒアリングを続けてきたことである。地域住民の願いや運動から生まれてきた施設であるという点について、隣保館とは何かという理念の部分についても、きちんと示しておかなければ、答申になった時に市民の理解を得ることが難しいと思うので、次回それらについて十分時間を取ればと思う。</p> <p>また、委員の報告にあるように、ベースは人権であり、差別として表れているかは別として、背景や歴史を踏まえた検討をきちんとしていくことが審議会や部会に求められているところであると考えてるので、次回また検討をしていきたいと思う。</p>
委員	<p>私の報告も愛センターすべてについてではなく、あくまで人権の拠点としての位置づけに関するものであり、やはり部落差別について取り組んできたことを、それと同様の観点について見ていくことで、様々な問題についてもカバーしていくことが、市全体の人権施策にもプラスになっていくという展望を持って書いていけると良いと思う。部落だけがよくなってきたらよいというのではなく、普遍的な人権につながるものとして取り組んできたはずであり、そういう観点で全体を書いてゆけばと考えている。地域の課題から出発して広く人権問題に取り組んでいける地域の拠点として位置づけられればと思う。</p>
委員	<p>理念としての明確化は大賛成で、そこがぼけるといけない。差別があるという前提に立って隣保館の必要性や生かし方を示していく必要があると思うし、市民・住民に訴えるものがあると思う。次に、一定の地域だけではなく、広く点在しているという問題があることについて、行政が取り組</p>

発言者	内 容
部会長	<p>む必要があるということを訴えるべきではないかと思う。</p> <p>今のご提案も含めて考えていくことで、他の市には無いような答申ができるのではないかと考えている。次回以降は答申の作成に向けて具体的に議論を進めていきたい。スケジュールについて、事務局から願います。</p>
事務局	<p>議題2 その他</p> <p>「部落差別解消の推進に関する法律」が国会に提案されるような状況になっており、あり方検討の議論にも影響するかもしれないと考えている。あり方検討もそうだが、推進計画についても関連の深い法律となってくる。そうした情勢も見極めながらやって行かなければならないと考えている。</p> <p>次回のあり方検討部会は6月24日を予定している。当初午後3時からを予定していたが、議論の時間を確保するという意味で、もう少し早い時間から開始できるかどうか、調整したいと考える。</p>
委員	<p>時間をしっかり取った方がよいと思う。いろんな思いを集約する時期だと考える。</p>
部会長	<p>それでは、午後2時から午後5時ということでどうか。</p>
事務局	<p>それではそのようにしたい。また、次回の議論次第ではもう一度日程を確保することも必要ではないかと思い、6月29日を予備日として考えている。ここも時間は午後2時から午後5時を考えている。この2回の日程について、ご参加をお願いしたい。</p> <p>人権尊重のまちづくり審議会の日程については、7月6日を予定している。午後3時～午後5時であり方検討、午後6時からまちづくり審議会と考えている。ただ、部会についてはより短くてもよければ、そうしたい。ここで、審議会に報告できる資料を確認できればと思う。</p> <p>ただ、「部落差別解消の推進に関する法律」やヘイトスピーチ、LGBT等に関する法律の流れもあり、審議会の持ち方はそれらも考慮しながら考えなければならないため、現在の予定としてご理解いただきたい。</p>
部会長	<p>これで部会を終了する。それでは本日もありがとうございました。</p> <p>閉会</p>